

## 第2回筑紫野市事務事業外部評価委員会会議録（要点記録）

【開催日時】 令和5年10月12日（木） 8：56～12：11

【開催場所】 市役所403会議室

### 【委員出席状況】

《出席委員》 坂本委員、中島委員、牧野委員、  
内川委員、二宮委員（名簿記載順）以上5名  
《欠席委員》 西村委員 以上1名

【事務局出席者】 宗貞企画政策部長、中尾企画政策課長  
齊田企画政策担当係長、羽野企画政策担当主事 以上4名

### 【所管課出席者】

（子育て支援課） 岡嶋子育て支援課長、佐藤子育て支援担当係長  
森田母子児童担当係長  
（管財課） 永利管財課長、永田管財担当係長  
（収納課） 倉掛収納課長、小椎尾収納担当係長、城塚収納担当主査

【市民傍聴人】 0名

【職員傍聴人】 2名

### 【会議概要】

#### 1. 開会

事務局の司会により開会

#### 2. 事務連絡

事務局より本日のタイムスケジュールについて説明。

#### 3. 第1回委員会会議録について

事務局より説明。

委員確認により修正等なし。

#### 4. 議事

（1）所管課ヒアリング

## ①家庭児童相談事業（子育て支援課）

### 所管課による自己紹介及び事業内容の説明

- （委員）相談内容の多様化、複雑化により、相談員の負担が増加している現状があるが、筑紫野市の人口と同規模の自治体で、行政内部だけではなく、地域の様々な機関と連携することで、それぞれの機関の専門性を生かし、様々な困難なケースに対応している自治体がある。筑紫野市の家庭児童相談事業では社会福祉士と教員の2分野で相談対応をしているが、こども家庭センター設置に向けて、子育て支援を包括的に地域と連携して情報共有を行いながら、課題解決していくような仕組みを構築していくことが必要だと考えるため、センター設置にあたりぜひ検討していただきたい。
- （会長）こども家庭センターを設置するという方向で進んでいるという認識でよいか。
- （所管課）現在、こども家庭センター設置に向けて準備を進めている状況です。
- （会長）こども家庭センターの役割は子育て世代包括支援センターや子育て支援拠点などの役割を包括する役割になるのか。
- （所管課）こども家庭センターは子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室の2拠点が統合されるものです。これとは別に、子育て支援センターは子育ての身近な総合相談機関として保育所等とまとめていくようになります。
- （会長）子育ての相談窓口としては家庭児童相談事業以外にはどのようなものがあるのか。
- （所管課）家庭児童相談室、子育て世代包括支援センターと子育て支援センターの3つです。常に情報共有を図り、ワンストップ機能を果たせるような体制づくりに努めています。
- （会長）相談件数について、筑紫野市と比較して春日市と大野城市の相談件数が多いと感じる。この差は自治体による相談窓口の数に差があるためなのか。
- （所管課）春日市、大野城市ともに筑紫野市と同じで家庭児童相談室で受けた相談件数ですが、春日市はSNSを活用して相談対応をおこなっています。また、相談件数のカウント方法も異なっており、例えば、兄弟児がいる家庭からの相談があった場合、筑紫野市はまとめて1件とカウントしますが、春日市と大野城市は兄弟児の人数分を相談件数としてカウントしています。さらに、大野城市については、重篤なケースについては丁寧な対応をされており、月に1,000件を超えることもあると聞いています。そのような要因で2つの市と比較して相談件数に乖離があるものと認識しています。
- （委員）事務事業評価表に基本事業の「子どもの人権の尊重」の成果指標が記載されているが、直接成果に関係がないように見える。

- (会 長) 直接的な表現ではないが、1つ目の指標は相談窓口を多くの市民が知ること、相談窓口の周知、相談機会の増加につながり、虐待等を未然に防ぐことができるという意図で相談窓口を知っている市民の割合を指標としている。また、2つ目の指標は家庭児童相談室への相談に早期に繋がることで、子どもの一時保護など、ケースが重篤になる前に解決したいという意図で子どもの人権を守るための施設入所対応率が下がればよい指標として設定していると思われる。
- (委 員) 相談経路先として児童相談所や警察、学校などの機関や施設名以外にその他と資料に記載されているが、具体的にどのようなものがあるのか。
- (所管課) 保育所、幼稚園、医療機関、教育委員会、男女共同推進センター、知人など、多くの相談経路がある状況です。
- (副会長) 様々な相談窓口が存在しているが、市民にとって利用しやすいのはワンストップの相談窓口だと考えている。筑紫野市においては、それが子育て支援課の窓口という認識でよいか。
- (所管課) はい。その通りです。
- (副会長) こども家庭センターが設置されれば、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室の機能が1つに統合されるため、市民にとってより分かりやすいものになると考えているが、所管課としての意見はどうか。
- (所管課) 分かりやすくなると考えています。
- (会 長) こども家庭センターの設置にあたっては、市民が迷うことがないように、子育ての相談窓口をワンストップ化し、複数の電話番号を載せない等、印刷物や案内作成を心掛けてほしい。その後、相談内容によって適切な職員が対応するような体制づくりが重要であると考えている。
- (会 長) 相談員を3名から5名に増員をしているが、実際に相談をしたいという方がいた場合、その後の対応の流れについて教えていただきたい。
- (所管課) 現在は中学校区ごとに相談員を配置しており、相談者が来られたら基本的に相談者の居住している地区の相談員が対応しています。適宜状況に応じて、担当者が適切な対応ができているかをケース別に判断しており、例えば学校関係の相談があれば、教員出身の相談員に担当させるなどして、適材適所で対応しています。
- (会 長) プロセスとしては、電話での相談があった場合、ファーストコンタクトは中学校区ごとに決められた担当者が行うという認識でよいか。
- (所管課) その通りです。家庭児童相談室に直接連絡があるため、相談内容の聞き取りを行い、担当者に繋ぐようにしています。
- (会 長) 電話で受付して、実際に相談に至るまでどのくらいの期間を要するのか。
- (所管課) 相談内容によって、電話での相談で終わるものもあれば、家庭訪問や学校への訪問が必要な場合がある等、求められる対応方法が違います。要望のある方法、機会となるべく迅速に対応をしている状況です。そのため、一概に待ち時間がどのくらいあるかはお答えできません。

- (会 長) 相談員を 3 名から 5 名に変えて、相談の需要と供給のバランスが取れているか。
- (所管課) 家庭児童相談室は子育て支援課から離れたところにあり、電話については基本的に相談員が対応していますが、電話相談においては待たせる状況は発生していないと認識しています。また、全ての相談が面接での相談ではありません。需要と供給のバランスも大事だと思いますが、所管課としては、5名の増員により中学校区ごとに相談員を配置することが可能になり、関係機関との連携強化を図れたことが効果が大きかったと考えています。
- (会 長) 需要と供給のバランスはとれているという認識でよいか。
- (所管課) 緊急対応時以外の平常時ではあれば、需要と供給のバランスはとれていると考えています。
- (委 員) 相談員 5 名を中学校区ごとに分けていると説明をされたが、それぞれの地域間で相談件数に差が生じていると思われる。特定の相談員の負担が大きくなるようなことはないのか。
- (所管課) 発生する相談件数は地域間で少なからず差が生じますので、相談員の負担が平均化するように件数を調整したり、相談員にサポートを付けたり、状況に応じて対応を行っています。
- (委 員) 業務や仕事に追われてしまうと、問題点を見失ってしまうこともあると考えている。現状として体制に余裕はあるのか。色々な問題点の発見につながるよう、特に福祉分野では常に気軽に相談を受け付けることができるようなフリーな相談員が必要と考えるが、そのような方はいるのか。
- (所管課) 現状、余裕があるとまでは言えない状況ですが、対応が手薄になることや漏れがないように、ケース会議を定期的で開催し、進捗管理を組織的に行っております。また、兼務ではありますが、市職員 3 名が相談員をフォローするなど、相談員が抱え込まないようにチームとして連携しながら、それぞれの役割を果たしてもらうような組織体制で対応しています。
- (会 長) 市職員 3 名は家庭児童相談室にいるのか。
- (所管課) 同じ職員が常駐ではないが、必ず 1 名はいるように配置しています。
- (会 長) 子育て支援課と家庭児童相談室とが離れているため、職員が家庭児童相談室の状況が見えにくく、どの程度忙しいのか状況把握ができないと感じるため、オフィスの一体性が必要だと思う。また、相談からトラブルが発生した場合、職場が離れていると職員がすぐに駆け付けられず、危機管理的にも問題があると感じるが、所管課としての意見はどうか。
- (所管課) 離れていると見えづらい状況にあるため、こども家庭センター設置にあわせて同じフロアになるように要望はあげています。

## ②利用者支援事業（子育て支援課）

### 所管課による事業内容の説明

- （委員）利用者支援事業には基本型、母子保健型、特定型があるが、筑紫野市は特定型を実施していない。国と県の補助率が非常に良いため、特定型も実施することで、僅かな一般財源で子育て支援の充実に繋がり、市民サービスの向上に寄与するのではないかと考える。令和6年度は予算要求をしていないようなので、R7年度以降の事業実施に向けて検討していただきたい。
- （所管課）利用者支援事業の特定型は、市役所の窓口で相談に応じて様々な利用者支援に繋げていくものです。現在配置している子育て支援コーディネーターは各地域の現場に出かけることが多いが、市役所窓口での相談も受けています。補助金の予算として申請はしていないが、基本型と特定型とを兼ねたような運用をしているため、令和6年度以降も同様の運用を考えています。
- （会長）基本型と特定型とを兼ねて実施しているということであるが、現在の運用では特定型の補助金の対象にならないのか。また、基本型と特定型を兼ねて実施している場合の補助条件などはあるのか。
- （所管課）補助要綱に明記されてなかったとは思いますが、国や県に確認したいと思います。また、現在、1名体制で地域訪問や窓口業務を行っているため、今後、人員不足により対応が困難になった場合は、特定型の実施も含め検討していきたいと思います。
- （会長）家庭児童相談事業で窓口業務をしている5名のうち1名を利用者支援事業の特定型の予算で担っていただくのはどうか。2つの事業は法律の枠組みや補助の要件が違うとは思いますが、市民からすると、相談を受ける場所がどの予算で実施している事業かなどは関係ないため、補助金の活用に向けて検討して欲しい。
- （会長）利用者支援事業を担当している子育て支援コーディネーターは地域への訪問がない時はどこで相談を受けているのか。
- （所管課）1階の子育て支援課の窓口で相談を受けています。
- （会長）子育て支援コーディネーターは窓口にいるというよりは、市民が窓口等で子育てに関する相談をした際に、相談を受けた職員が子育て支援コーディネーターに繋ぎ、相談対応をしているということか。
- （所管課）両方の相談事業が同じように見えるかもしれませんが、利用者支援事業はポピュレーションアプローチに近いものです。子育てサロンに繋ぐ際はサロンの運営形態、対象者等の詳細を把握しておかなければ相談者に紹介出来ませんので、常に地域に赴き情報の収集や関係強化に努めることが大切です。一方で家庭児童相談室はハイリスクアプローチであり、

タイムリーに介入することができますが、家庭児童相談室と聞くと児童相談所と勘違いされる方や特別な対応をされるのではないかと不安感じられる市民も多くいますので、2つの事業が分かれているメリットもあると感じています。

(委員) 子育てサロンで、色々な情報を収集しているとのことだが、どのような情報を収集しているのか、またどのように役立っているか例を教えてください。

(所管課) 実際に子育て支援コーディネーターがサロン等に行った際に、直接参加者にアプローチし、サロンに参加された目的や子育て世代のニーズの把握を行うなどの情報収集を行っています。また、子育てに不安がある方や子どもの状況が気になる家庭には、いろいろな子育て支援サービスを案内しますが、必要に応じて、家庭児童相談室や子育て世代包括支援センターと連携をして対応しています。実際にサロンの運営者から、サロンを通して、親子の状況が気になる家庭があるから家庭訪問などができないかと依頼があるなど、情報収集やその後の対応も行っています。

(委員) 次期総合計画の基本事業である「地域における子育て支援の推進」の成果指標が「子育てサロンの実施回数」となっているが、問題ないか。

(会長) 地域サロンの実施回数を増やすために、利用者支援事業があるという論理はおかしいのではないか。これでは、子育てサロンを実施することが目的になりかねず、総合計画の体系としてはあわないのではないか。

(所管課) 筑紫野市は非常に広域なため、身近なサービスを提供するには拠点を各地域に複数設けること、もしくは地域と共同して拠点を運営することで、子育て世帯の孤立防止や、仲間づくり等、安心して子育てができる環境整備に繋がると考えています。このことが筑紫野市の上位目標になると考えたため、地域サロンの実施回数を成果指標としました。新たにサロンを設立する際は、どうしても不安を感じる方が多いため、各地域の拠点となりうるサロンを増やすには、地域との連携が利用者支援事業の大きな役割だと感じています。

(会長) 地域サロンがあれば子育ての不安が解消されるということによいか。

(所管課) 一つの要因になると考えています。

(会長) 地域における子育て支援のすべての目的が地域サロンの実施回数となっている。それであれば、地域サロン以外の利用者支援事業で実施している手段は必要ないということになる。

あくまでも地域間の交流を図ることで子育てしている方の孤立を防ぎ、不安や負担が軽減させることが目的であり、その一つの手段が地域サロンであるという論理が正しいと考える。上位計画との整合性を検証する必要があると考える。

(委員) 地域サロンは筑紫野市社会福祉協議会が関わってくると思うが、連携状況について教えてください。

- (所管課) 社協との連携は随時行っており、サロンの立ち上げとなれば社協から補助金が出るということもあるため、必ず社協と連携して対応しています。
- (会 長) 筑紫野市の利用者支援事業の特徴として、アウトリーチ型で子育て支援コーディネーターがサロンに出向いて情報収集することがあげられるが、他自治体ではあまり見ない例である。
- (所管課) 他自治体に聞き取りをした際も、頻繁にサロン等に出向くことはあまりないと聞いています。
- (会 長) アウトリーチをするメリットとして、サロンのボランティアの方から親子の状況などの情報が得られること等が考えられるが、他に何かメリットはあるか。
- (所管課) 地域との協働を考えていく際に、日頃からの協力体制ができている点があげられると思います。また、子育て支援課の職員が窓口で親子に会うことが少ないため、地域に出向いて直接子育てしている方からニーズを聞き取れることが、その後の事業展開に非常に役に立っていると感じています。
- (会 長) サロンを運営している方も、子育て支援コーディネーターがサロンに出向くことで、地域と自治体が協働して地域で子育て支援を行っているという実感が出ていると考える。
- (会 長) 欠席されている西村委員から利用者支援事業について次の提案がなされています。「急用時等（特に急病時）に子どもを預ける場所・人がなく困っている方は多いと推察されるため、支援体制のさらなる強化を提案する。また、現在は勤務されていない保育免許保有者や看護師資格保有者などを、サポート会員として登録いただくことで支援体制の強化につながるのではないかと考えている。」

### ③乳幼児健診事業（子育て支援課）

#### 所管課による事業内容の説明

- (委 員) 3歳児健診の未受診者フォローについて、電話もしくは訪問などを行うことになっている。児童虐待防止法の観点から、保健師が対面で本人を確認しないと実態の把握ができないため訪問することが望ましいと考えるが、電話のみの対応で済ましてよいものか。
- (所管課) 未受診者のフォローをするにあたって、虐待予防の視点も大事であり、まずは、対象の乳幼児の所属の有無で対応を変えています。所属がある場合は保育所等の所属の職員が目視確認出来るため訪問と同様の対応が出来ていると考えています。所属がない場合は、電話だけではなく必ず訪問を行っています。
- (会 長) 所属というのは保育所や幼稚園等に通所、通園しているという認識でよいか。
- (所管課) その通りです。

- (会 長) 所属がある場合には、保育所等の先生からの情報をもとに、電話で対応するか家庭訪問をするか判断しており、所属がない場合には、基本的には家庭訪問をしているということでしょうか。
- (所管課) 保護者の意向もありますので、まずは健診の予約を待ちますが、未受診状態が続いた際に、家庭訪問をするかどうかの検討をしています。
- (会 長) 待つ期間はどのくらいを目安にしているのか。
- (所管課) 基準としては 3 カ月待つことにしています。その後も予約がない場合、もしくは、全く情報がない場合などは訪問するようにしています。家庭児童相談室と相談をしながら、場合によっては家庭児童相談員との同行訪問を行っています。
- (会 長) 3 歳児健診の未受診者が約 50 名いるが、最終的に受診をしたのかどうか、また、未受診者の健康状況などは全て把握しているのか。
- (所管課) 健康状況の把握はしています。また、未受診フォローを行っても 3 歳児健診を受けない方は一定数いるため、家庭訪問を行った際に、可能な限りの内容で、健康状況の聞き取りや身体測定など健康状態の把握を実施しています。
- (会 長) 未受診者へのフォローを行うことが大切であることは、委員も市側も共通認識と考える。それならば、事務事業の成果指標がもう 1 つ設定できるため、「未受診者のうち健康状況が把握できた割合」等の成果指標を設定することで、未受診者がいた場合のその後の対応状況が分かるため、成果指標の追加を検討しても良いかと思う。
- (副会長) 近隣他市の未受診率の状況を見ると、総じて太宰府市の未受診率が低いと感じるが、この結果についてどのように分析をしているのか。
- (所管課) 筑紫野市の場合は、3 歳児健診のみ集団健診で実施しており、4 カ月健診、10 カ月健診、1 歳 6 か月健診は個別健診で実施しています。太宰府市は 10 カ月健診のみ個別健診であり、他の健診は集団で行っています。集団健診は個別健診よりも早く未受診の把握が可能であるため、受診勧奨も素早く実施することができ、未受診率が低下したと聞いています。また、太宰府市は未受診率 0%を目指して電話で細やかに受診勧奨をしていると聞いております。
- (会 長) 集団健診のメリットとしては受診勧奨が素早くできるということと、受診に来た親子の状況を確認しやすいことが考えられる。個別健診を集団健診に変更するような内部検討はなされているか。
- (所管課) 近隣他市との協議の結果、料金も含めて現在の健診方法が決定された経緯があります。今のところは、健診の方法を変更するなどの協議は行われていません。
- (会 長) 対象者が個別健診を受診した際は、医療機関から子育て支援課に情報提供があっているのか。
- (所管課) その通りです。

- (会 長) 子育てアプリは導入されているのか。
- (所管課) 現在要望中です。
- (会 長) 日程をうっかり忘れてしまい未受診になっている方はいるのか。
- (所管課) 未受診勧奨した際に、忘れていましたという方は一定数います。
- (会 長) アプリには健診などのスケジュール管理の機能があるが、アプリ導入が未受診率を下げるために効果的と考えているか。
- (所管課) 一定の効果はあると考えています。子育てアプリを行政の仕組みとして取り入れることによって、多くの市民が利用すると考えられるため、うっかり未受診は減少すると考えています。
- (委 員) 対象者よりも受診者が多い年度があるがどういうことか。
- (所管課) 対象者は当該年度に健診の通知をしたものであり、受診者はその年度中に受診した者という考え方であり、年度を跨いで受診する乳幼児が一定数いることが原因です。

#### ④公用車集中管理事業（管財課）

所管課による自己紹介及び事業内容の説明

- (委 員) 今後の車両の管理方法を検討するにあたって、車両の稼働率は大事であるとする。運転日誌などの情報から稼働率などはわかるのか。
- (所管課) 稼働率は算出していませんが、管財課で集中管理している車両は、PC で使用日時や用途などを管理し、不足が出ないようにしています。
- (会 長) 全車両集中管理している自治体がある中で、それぞれの課が車両を持っている理由が少ないと考えている。公用車の効果的かつ効率的な運用を検討するにあたり、稼働率を算出するのが第一に必要なことだと考える。
- (所管課) 所管課が保有している車両については、それぞれの課の業務で常に使用する車両として必要な台数を各課で管理させています。管財課で集中管理している車両については、車両を保有していない課等が公用車を利用できるように必要台数を把握し、管理している状況です。
- (会 長) 適正な台数と判断ができる数的根拠が必要だと考える。一般的に稼働率が必要になると考える。
- (所管課) 集中管理している車両については、管財課で利用状況は把握はしていますが、各課で所有している車両の稼働率は把握していません。車両全体の稼働率を算出する場合は、それぞれの車両を保有している所管課に対して、公用車の使用状況についての確認が必要です。
- (会 長) すぐに稼働率を把握することは困難であるが、事業改善に向けたステップアップとして、稼働率を把握し、来年、再来年にかけて、適正な車両台数について検証する必要がある。
- (副会長) 成果指標に「車両に関するトラブル件数」があるが、目標値が10件になっている。トラブルはないことが最善だと思うが、なぜ0件ではないのか。職員への意識改革のためにも0件としていただきたい。

- (所管課) ご指摘ある通り 0 件が望ましいと考えています。トラブル件数が 0 件ではないのは、事故やトラブルはどうしても起きてしまうものと考えており、過去の事故件数の平均値で計上しています。しかし、今後の目標値として 0 件とするよう検討させていただきます。
- (委員) 安全運転研修内容について、他市では入庁 2~3 年目を対象にした研修を行っているが、筑紫野市ではこのような研修は行っていないのか。
- (所管課) 安全運転講習の目的としては、職員一人一人が事故防止の意識を持ってもらいたいため、当市では全体研修を今後も行っていく予定です。他市では個別研修を行っている事例もあるため、その実施状況等を確認しながら、全体研修とあわせて追加で実施できないか検討していきたいと考えています。
- (委員) 前年度事故を起こした職員と入庁して間もない職員を対象に個別研修を行っていただきたい。事故を起こす者に年代等の偏りや特徴はあるか。
- (所管課) 過去 5 年のデータを見る限り、同じ者が事故を起こした事例は確認できず、また、年代もばらばらであるため、職員一人一人の意識を変えるのが重要ではないかと考えている。それに加えて、近隣他市の研修実施状況を確認しながら、対象者を絞った研修の在り方について検討していきたいと考えています。
- (委員) 事務事業評価表の成果指標に「マイクロバス稼働日」とあるが、添付資料がないため詳細な情報を確認したい。
- (所管課) マイクロバスについての稼働日については、市が保有しているマイクロバスを、各課の事業で使用しているものです。コロナの影響で稼働回数は減りましたが、令和 5 年度以降は稼働回数も回復すると見込み成果指標を設定しています。本日は稼働日の詳細な情報についての資料は準備しておりません。
- (会長) 第 3 回委員会の資料の送付とあわせて、マイクロバスの稼働日について分かる資料の準備をお願いします。
- (副会長) マイクロバスの稼働日は管財課が貸借契約しているマイクロバスの稼働日ということで間違いないか。
- (所管課) その認識で間違いありません。業務提携している業者へバスを貸しているという状況であり、バスの運転業務をお願いしています。
- (副会長) マイクロバスはリースか。
- (所管課) 市が所有しているものを運用する事業者に貸し出している状況です。
- (副会長) 公用車の更新計画はあるのか。
- (所管課) 公用車の買い替え計画は作成していませんが、令和元年度からは走行距離 10 万キロを超えたもので、修繕回数、部品の在庫の有無などを総合的に勘案し、毎年 1 台から 2 台を更新しています。
- (委員) 市長車はリース契約になっているが、公用車は最終的に購入した方が費用削減になるのか。

- (所管課) 市長車については、平成 23 年に福岡県の電気自動車の事業対象に選ばれ導入された経緯があります。導入時はリースで契約していましたが、平成 28 年度にリースを継続するより買い取った方がコスト削減につながるかと判断したため、買取しています。
- (委員) 公用車の更新を行う中で、温室効果ガス対策として電気自動車やハイブリット車を導入する方向性はあるのか。
- (所管課) 現在は軽貨物と自動車タイプの電気自動車の種類が 1 種類しかなく、価格もガソリン車と比べて 2 倍近く費用がかかります。また、走行可能距離も短く、充電についても普通充電だと約 7 時間かかり、急速充電器の設置にも多額の費用が発生してしまいます。導入への課題が多いため、電気自動車の今すぐの導入は考えていません。近隣他市の導入状況やランニングコストを検証して、検討していきたいと考えています。
- (会長) 筑紫野市の総合計画では SDGs の推進を掲げており、コストではなく環境配慮という観点から、二酸化炭素の排出を抑えたハイブリット車の導入についての検討状況はどうか。
- (所管課) 環境配慮という観点から公用車は低燃費車を購入しており、市長車についてはハイブリッド車への更新を行いました。市として二酸化炭素排出量を削減していかなければならないため、いかにランニングコストを抑えた状態で電気自動車やハイブリット車を計画的に導入できるか検討しなければならぬと考えています。
- (会長) 購入ではなくリースに切り替えていくことにより、コストを抑えることができると思うが、公用車のリースを検討したことはあるか。
- (所管課) 昨年度公用車のリースを検討しましたが、コスト面等を精査する必要があると判断されたため実現には至っておりません。
- (会長) リース契約することにより、コストだけでなく業務の削減にもつながるのではないかと。導入に向けて、稼働率をはじめとしたデータの収集を行う必要がある。
- (所管課) 今後の公用車の購入計画を、電気自動車やハイブリット車の購入に加えて、リースも視野に入れて検討していきたいと思っております。
- (会長) 近隣他市でリース契約している自治体はあるのか。
- (所管課) 北九州市が導入していると聞いております。
- (会長) リースしている台数と購入した台数などの近隣他市とリースの導入状況や市職員が使用する公用車の全体の台数が比較できる資料も準備いただきたい。
- 各課保有の公用車の車検などの管理は各課が行っているのか。
- (所管課) 集中管理の公用車は管財課、所管課保有の公用車は所管課で行っています。車検切れの公用車運転が問題になっているため、各課に公用車の全体の情報が分かる資料を送付して、公用車の車検切れが起こることがないように各課通知も行っています。

- (会 長) 各課が実施する車検費用の予算は管財課で計上しているのか。
- (所管課) 各課が保有している車両の車検費用は所管課で予算を計上しています。
- (会 長) 公用車は特別な用途や配備の必要があるものを除き、基本的に集中管理をしていく時代ではないかと考えている。適正な必要台数を検証するためには稼働率の把握が必要である。さらに、コスト面から考えればリース契約の検討、環境面から考えればハイブリット車購入等も検討していかなければならない。
- (会 長) アナログな方法であれば、運転日誌から稼働率を算出することも可能だが、時間もかかりすぎる。DX 推進の観点からも公用車管理システムを導入することにより、予約や運転日誌もアプリから可能になる。システム導入により、自動的に稼働率も把握できると思うが、今まで導入を検討したことはあるか。
- (所管課) 検討したことはありません。
- (会 長) 既存のスポーツ施設の予約システムを活用して、公用車の集中管理を行っている自治体もある。しかし、既存のシステムを活用する方法だと運転日誌などをシステムに登録できないなどの課題があるが稼働率は把握できる。専用のシステムを使用すれば管財課の業務も軽減され、公用車全体の稼働率もわかる。システムを導入して稼働率を把握することが公用車に関する課題を検討するうえでの第一段階と思われる。
- (会 長) 事務事業評価表の手段欄に「配車室に委託業者職員を 1 名配置する」とあるが、どのような業務を担っているのか。
- (所管課) 公用車の貸し出しの受付や予約の業務をしています。アルコールチェックの面前での確認、運転日誌に車の異常の申出があれば、対象の公用車の点検確認を行っています。
- (会 長) 公用車管理システムで代替できる業務であり、現在の業務委託料をシステム導入費にあてるなど見直す余地はあると考える。  
庁用マイクロバスの運転手はどうしているのか。
- (所管課) 業者に委託しています。
- (会 長) 庁舎管理と運転業務と一緒に契約をしているのか。
- (所管課) 庁舎管理業務とマイクロバス運転業務などまとめて 1 本で契約しています。
- (会 長) 庁舎の管理業務は毎日実施しているものと思われるが、マイクロバスの運転業務は必要な時に運転手を手配するということか。
- (所管課) マイクロバスの運転業務とあわせて、車両の点検業務などを実施しています。
- (会 長) 庁舎に常駐しているのか。
- (所管課) 常駐しています。
- (会 長) その方はマイクロバス以外の業務は何をしているのか。
- (所管課) マイクロバス業務のみです。

(会 長) 稼働日に関わらず庁舎に常駐されており、マイクロバス以外の業務はされていないということか。

(所管課) その通りです。

(副会長) その方が運転をされているということか。

(所管課) はい。

(会 長) 毎日業務があるから常駐するのであって、運転手をマイクロバスの稼働日にあわせて手配するなどの見直しを検討されたことはないのか。

(所管課) ありません。

(会 長) 公用車の予約管理を行っている者とマイクロバスの運転手を兼任させるなどの見直す余地があると考えます。また、稼働日次第ではマイクロバスを市で保有するよりも、必要時にバスを借りて運転をお願いした方がよいかも知れない。

(所管課) 様々な課題を総合的に判断することが必要になると考えています。

(会 長) 公用車管理に関する仕組みについては、これを契機に様々な検討を行い、よりよい仕組みを構築するいい機会になるのではないかと考えています。

(委 員) マイクロバスの運転手は運転業務をされていない時はどのような業務をされているのか。

(所管課) 主にマイクロバスの不具合の点検、臨時で公用車の点検や修理を行っています。

(会 長) 西村委員から公用車集中管理事業について次の提案がなされています。「公用車利用時のトラブルの中に、バック時の接触や右左折時の接触が多くみられる。新しく車を更新される時には、未然にトラブルの回避を可能とするコーナーセンサー等を装備した車両を購入すること、また、AT限定免許保有者や日常からMT車の運転をしない方へ配慮する体制づくりの構築を提案する。また全国的に、消防団に新入団員が入ってきて、消防車を運転できないという事案もあるようだ」と認識している。」

#### ⑤市税収納事務事業（収納課）

所管課による自己紹介及び事業内容の説明

(委 員) 近隣他市と比較すると、筑紫野市の市民税と固定資産税の収納率が低いのはなぜか。

(所管課) 収納率は現年度に徴収しなければならない分と過去の徴収しなかった分である過年度分を合算して算出しています。現年度の収納率は近隣他市と同等と認められますが、過年度分の収納率が近隣他市よりも低くなっているのが主な要因です。過年度分の収納率に差が生じているのは、各自治体により過年度分の収納に対する不能欠損の取扱が異なることが要因と考えています。

(会 長) 不能欠損というのは、民間企業で行われている回収が困難である借金を

帳簿上から削除するという取扱と同様に、自治体においても税金の滞納分を会計上の財務帳票から削除するというものだと思うが、その不能欠損の取扱が自治体によって異なるということか。

(所管課) その通りです。

(会 長) 近隣他市と筑紫野市と比較して不能欠損にするまでの期間が長いなどの違いがあるのか。

(所管課) 近隣他市よりも不能欠損までの期間が長いということではなく、筑紫野市では税の公平性を担保するために、極力徴収する努力を行い、簡単に不納欠損は行っていません。そのため、過年度分の滞納額が近隣他市よりも多くなり、過年度分を含めた収納率で比較すると近隣他市よりも低くなります。

(会 長) 不能欠損することは可能であるが、していないため収納率が低くなってしまっているということか。

(所管課) その通りです。簡単にあきらめず徴収努力を行っています。

(副会長) スマホ決済やキャッシュレス決済などが次々に導入されているが、目に見えて収納率の向上など効果が上がっているという実感はあるか。

(所管課) 利便性を向上させたことで収納率が極端に向上したという実感はないが、既存の口座振替を利用していた方の中で、クレジット機能を使った収納方法に変更される方もいます。近年口座振替の申込が逡減していることから利便性が向上していると実感しています。

(会 長) 一般的に、クレジットカード決済の手数料については店舗が決済会社に支払う仕組みだが、官公庁の場合、手数料の取扱はどうなるのか。

(所管課) 手数料については決済会社によって違うが、今後導入予定の地方税共同機構が提供するシステムについては手数料無料です。

(会 長) 納税する際に決済手数料が発生すると、税収が減少することはないのか。

(所管課) 共同機構が提供するシステムの場合は、システム利用料として負担金を共同機構に支払う必要がありますが、手数料は発生しないため、税収としては全額自治体に入金があります。

(会 長) バーコード決済等があった場合でも決済手数料は払わなくてよいのか。

(所管課) バーコード決済の利用があった場合は、コンビニ収納の一環としてアプリ会社のシステムを利用しているため、バーコード決済分については手数料を負担しなければなりません。共同機構が提供する eL-QR コードを利用した決済に対して、負担金は発生しますが、決済手数料は発生しません。

(会 長) 収納決済方法としては、決済手数料が発生するものとししないものの 2 種類あるとのことだが、所管課としては決済手数料が発生しない eL-QR コードの利用を促進したいということか。

(所管課) その通りです。

(会 長) eL-QR コードはスマホ決済も利用可能ということか。

- (所管課) スマホ決済も利用できます。
- (会 長) 今までクレジットカードで支払っていた方が、eL-QR コードを利用すると  
なると、再度利用申し込みが必要になるということか。
- (所管課) 地方税お支払いサイトにアクセスしていただいて、そこから決済方法を  
選択いただく必要があります。
- (会 長) 地方税お支払いサイトで決済方法を再設定しない場合は、決済方法が変  
更できていない状況になり、決済手数料が発生してしまうということか。
- (所管課) その通りです。
- (会 長) eL-QR コードを利用すると決済に伴うポイントが付与されるのか。
- (所管課) すべてを把握していませんが、決済会社によってはポイントが付与され  
るところがあると認識しています。
- (会 長) 市民が eL-QR コードへの移行を検討するにあたり、ポイント付与の有無  
が最も気になる点になるかと思う。ポイントが付与されないことでトラ  
ブルになるリスクがあると思うが、その対策は行っているのか。
- (所管課) リスク対策は打ち出していないが、利用される方からの問い合わせ内容  
を聞き取った上で、適切な問い合わせ先に繋いでいる状況です。
- (会 長) 滞納整理を行う中で、今後重点的に取り組むことはあるのか。
- (所管課) 滞納整理は納付期限経過後の督促状を送付後に、滞納処分として差し押  
さえや財産調査などが行えるようになります。その滞納処分を延滞金が  
発生する前に早期着手するよう努力していくことが重要と考えています。
- (会 長) 早期着手を行うことについての筑紫野市の課題はあるのか。
- (所管課) 差し押さえと納税を繰り返すだけではなく、滞納する方への納税意識の  
醸成が必要ではないかと考えています。
- (会 長) 人手が足りないなど、早期着手に向けた課題はないか。
- (所管課) 職員増員することで必ず、収納率の向上につながるということではない  
ため、一概に職員が多ければいいということではないと考えています。
- (会 長) 債権回収の委託会社であるサービサーを利用することは検討したことな  
どはないのか。
- (所管課) 今まで検討したことはありません。
- (会 長) 一回目の督促をサービサーが行い、その後の個別案件を職員が行う自治  
体がある。費用対効果を図るのが難しく、不能欠損や滞納整理にかかる  
費用のバランスが図りづらいが、そのバランスの着地点となるようなと  
ころはあるか。
- (所管課) 最終的な指標としては収納率だと考えています。ここ数年は滞納整理の  
強化や、収納方法の利便性を上げるなどの手法で、収納率は上昇してい  
ますので、現状維持していきたいと考えています。収納率を 100%にする  
のは非常に困難ではありますが、近隣他市の状況を見ながら、収納率が  
下がるようなことがあれば、手法を再考する必要があると考えています。
- (会 長) 滞納整理機構は福岡県にあるのか。

(所管課) 福岡県にはありませんが、市町村で市民税と県民税をあわせて市県民税として徴収しているため、福岡県では各県税事務所に特別班を設置しています。筑紫野市では筑紫県税事務所の特別班にいる県職員と協力し、滞納者への対応を行っています。

5. 事務連絡

事務局より次回会議の開催日程等を説明。

6. 閉会

12:11閉会。